

第63版(2022年)の重要な変更点および改定点

IATA危険物規則書63版は、IATA危険物委員会 (IATA Dangerous goods Board) によって改定されたすべての変更点を網羅し、2021-2022年版ICAOの技術指針 (The Technical Instructions) の内容に対しICAOにより発行された追補版 (addenda) を含むものである。以下のリストは本版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅したものではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

2 — 制限 (Limitations)

2.8.1 — 政府例外規定 — リスト (2.8.1) および政府例外規定のリスト (2.8.2) は、DGRの規定に対し例外をファイルした国の管轄下にある領土を含めるため改定された。

4 — 識別 (Identifications)

4.2 — 危険物リスト (List of Dangerous Goods)

危険物リストの改定は以下を含む。

- “tert-Amylperoxy-3,5,5-trimethylhexanoate” は “forbidden” ではなく UN3105 と記載が改定された。
- UN3094, Corrosive liquid ,water reactive, n.o.s. から特別規定 A2 が削除された。
- “Fuel system components” の品目に Dangerous goods in articles への参照を含めるため改定された。

包装基準 (Packing Instructions)

PI965 および PI968 — これら2つの包装基準から Section II を削除するため改定された。該当する PI965 および PI968 の Section IB にしたがってリチウム単電池および組電池を出荷する輸送工程を適合させるための時間を荷送り人に与えるため、2022年3月31日まで3か月の移行期間が設けられた。この期間中、荷送り人は Section II を継続して使用できる。これに伴い、PI965 および PI968 の Section II の削除を反映させるため、1.6.1、特別規定 A334、7.1.5.5.1、表 9.1.A および表 9.5.A に改定がなされた。

PI966 および PI969 — Section I の任意選択の包装方法を明確にするため以下のとおり改定された。

- リチウム単電池または組電池は国連規格容器に収納し、それから機器と一緒に強固で頑丈な外装容器に入れる。
- リチウム単電池または組電池は機器と一緒に国連規格容器に入れる。

Section II の任意選択の包装方法は、国連規格の容器が要求されないとすると選択できる方法はひとつしかないので、包装の選択は削除された。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking & Labelling)

7.1.4.6 — All Packed in One が適用される場合、二つ以上の “異なる” 危険物ということを明確にするため改定された。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.1.6.5.3 — 貨物機専用ラベルの除去の文章は、“除去 (removed)” の後に “消去 (obliterated)” という語を入れて融通性を高めた。

10 — 放射性物質 (Radioactive Materials)

10.3.2.5.2 — この項は表 10.3.A に含まれていない放射性核種の基礎的な核種の放射能値を決定するため荷送り人が表 10.3.B を適用する場合は、危険物申告書に表 10.3.B の使用を識別する文言を記載しなければならない、ということを識別するため改定した。

10.8.3.5.2 — 貨物機専用ラベルの除去の文章は、“除去 (removed)” の後に “消去 (obliterated)” という語をいれ融通性を高めた。

10.8.3.9.2、Step 6 — 10.3.2.5.2 に採用された変更に関連して、荷送り人が表 10.3.A に掲載されていない放射性核種を供す



IATA Dangerous Goods Regulations

る場合は危険物申告書に声明文が追加されなければならない、ということを識別するために追加の要件が追加された。

10.8.3.9.4 — 荷送人が掲載されていない放射性核種の適切な A1 値または A2 値を決定するため表 10.3.B の規定を適用した場合、危険物申告書に追加される声明文の例を提供するため新規に Step 13 が追加された。

付録 D — 当局の連絡先が最新のものとなった。

付録 E — 国連規格容器の販売業者リスト (E.1) および試験施設リスト (E.2) に変更がなされた。

付録 F — 販売代理店 (F.2)、IATA 認定危険物教育訓練校 (F.3—F.5) および IATA 認定危険物教育訓練センター (F.6) のリストが改定された。

付録 H — 能力に基づく教育訓練の開発と実施の指針資料は、教育訓練提供者や会員航空会社とのかかわりや、そこからの入手情報などに基づき改定された。

付録 I — 新規の付録は、国連モデル規則 22 改定版から生じた変更の採択に基づき 2023 年 1 月 1 日より発効となる変更の詳細だけでなく、技術指針に 2023—2024 版に導入される ICAO 危険物パネル (Dangerous Goods Panel) によって合意された変更を提供するため、今版の DGR に追加されたものである。これらの変更には以下を含む。

- 腐食性物質および腐食性物質の混合物に包装等級を割り当てる基準の改定。
- ボタン型リチウム単電池のみを含む機器 (回路基板を含む) について試験結果要約 (Test summary) の要件の除外。
- 新規品目 UN 3550 Cobalt dihydroxide powder を含む危険物リストの更新。UN 1169 Extract, aromatic, liquid は削除され、現在の UN1197 Extracts, flavouring, liquid は Extracts, liquid for flavour または for aroma と変更され、また UN1891 Ethyl bromide は現在区分 6.1 に割り当てられているが分類 3、副次危険性区分 6.1 と分類されることになる。
- 二つの新規包装基準の採用。PI222 は、Article containing non-flammable, non-toxic gas, n.o.s. の包装基準で、この物品は副次危険性のない区分 2.2 のガスだけを含み、冷却ガスと旅客機輸送禁止のガスは除外される。また PI975 は Articles containing miscellaneous dangerous goods, n.o.s. の包装基準で、この物品は環境有害物質のみを含む。
- マーク内の電話番号の要件を削除するためのリチウム取り扱いマークの変更。移行期間は 2026 年 12 月 31 日までで、この期間中は現行のマークを継続して使用することができる。
- 9.3.7 — ラベルの交換の改定。包装物が受託されたのち消失した、剥がれたまたは判読できなくなったマークの交換が規定された。この変更は微量危険物マーク、少量危険物マーク、環境有害物質マークおよびリチウム電池マークの交換に限定される。